

議案第 50 号

市道の路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

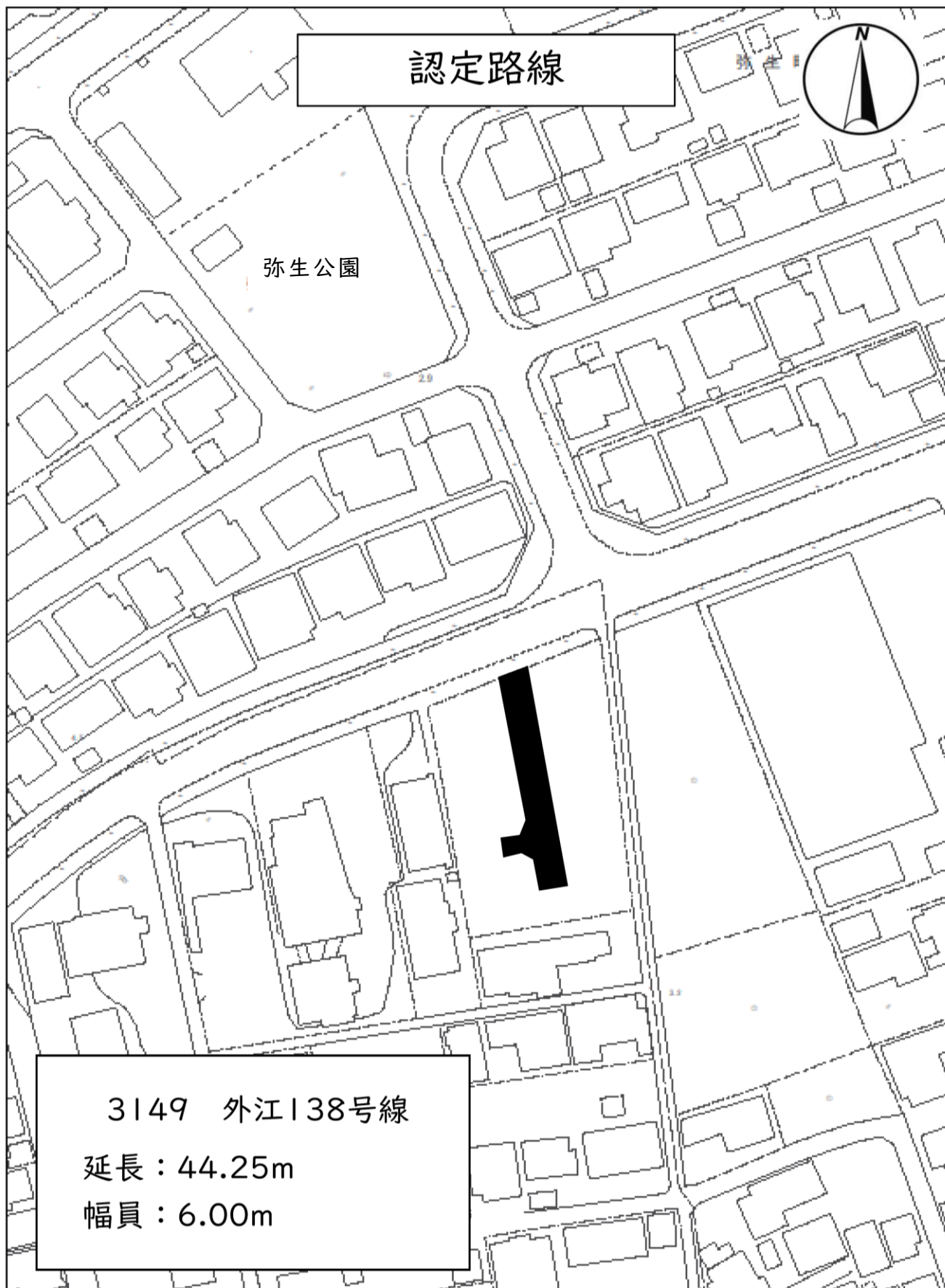
令和 4 年 6 月 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

認 定 路 線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3 1 4 9	外江 1 3 8 号線	清水町 7 7 6 番 5 地先	
		清水町 7 7 6 番 8 地先	

(参 考)



(参 考)

## 道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（以下省略）